

船舶インシデント調査報告書

令和6年3月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和5年9月17日 12時30分ごろ
発生場所	福井県福井市鷹巣港北北西方沖 鷹巣港灯台から真方位337° 1.2海里付近 （概位 北緯36°09.0′ 東経136°03.0′）
インシデントの概要	プレジャーボートアイリスⅢは、南西進中、船外機から異音が生じて船長が船外機を停止した後、始動しなくなり運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年10月16日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート アイリスⅢ、5トン未満（長さ6.39m） 244-19965福井、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力84.60kW、回転数毎分5,500、4気筒、ボア86mm、使用燃料ガソリン、機関製造年月日不詳、平成13年6月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、釣り場を移動しようとして南西進中、船長が船外機から異音が聞こえたので船外機を停止した。</p> <p>船長は、船外機の燃料系統や推進器を点検したが異常は見当たらず、船外機の始動を何度か試みたが始動しなかったため、運航不能と判断して海上保安署に救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した巡視艇により福井県福井港にえい航された。</p> <p>機関修理業者は、本インシデント後に船外機を確認したところ、インジェクターに燃料油を送る高圧燃料ポンプの燃料吸入フィルタに細かい錆が詰まっており、同ポンプに十分な燃料が供給されず、同ポンプが空転して過熱し焼き付いていることを認めた。</p> <p>本船は、船長が平成31年4月ごろ中古で購入後、約1,000時間運転されていたが、高圧燃料ポンプの点検及び整備が行われておらず、また、購入以前の点検及び整備状況も不明であった。</p> <p>船外機の取扱説明書によれば、高圧燃料ポンプの燃料吸入フィルタは、運転1,000時間ごとの交換が推奨されている。</p>
分析	本船は、船外機の高圧燃料ポンプの点検及び整備が行われていない

	<p>中、南西進中、同ポンプの燃料吸入フィルタに細かい錆が詰まったことから、同ポンプに十分な燃料が供給されず、同ポンプが空転して過熱して焼き付き、船長が船外機を停止後、始動できなくなり運航不能となったものと推定される。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、船外機の高圧燃料ポンプの点検及び整備が行われていない中、南西進中、同ポンプの燃料吸入フィルタに細かい錆が詰まったため、同ポンプに十分な燃料が供給されず、同ポンプが空転して過熱して焼き付き、船長が船外機を停止後、始動できなくなったことにより発生したものと推定される。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、定期的に船外機の高圧燃料ポンプを点検し、燃料吸入フィルタについては、取扱説明書で推奨される運転時間ごと、又は錆び等が認められた場合など、必要に応じて交換すること。 ・ 船長は、燃料タンクの清掃を定期的実施すること。